

5 葛総契第 804 号
令和 6 年 2 月 26 日

事業者各位

契約管財課長 疋田 博之

「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和 6 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」の適用について

技能労働者の賃金引き上げや処遇改善を目的に、国において「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和 6 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）が決定されました。この決定により、新労務単価及び新技術者単価は「令和 5 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）及び「令和 5 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）と比べ上昇していることから、葛飾区においても、新労務単価又は新技術者単価を適用して工事又は設計等委託の積算を行うことといたしました。

受注者の皆様におかれましては、単価改正の趣旨をご理解いただき、下請企業と締結する契約金額の見直しや技能労働者への賃金引き上げ等について、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、令和 5 年度中に発注予定の工事又は設計等委託の中には、旧労務単価又は旧技術者単価を用いて積算しているものが一部あるため、これらについては、新労務単価又は新技術者単価に基づく契約に変更するための協議を請求できるよう特例措置を設けることとし、別紙のとおり取り扱うこととします。

(別 紙)

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について

1 対象案件

原則として、契約締結日が令和6年3月1日以降の工事（修繕・業務委託案件を含む）又は設計等委託のうち、旧労務単価又は旧技術者単価による積算基準を適用して予定価格を積算しているもの。

2 特例措置の内容

工事の受注者は、工事請負契約約款第57条等の規定により、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための協議を、設計等委託の受注者は、設計等委託約款第46条の規定により、旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更するための協議を、それぞれ請求することができる。

3 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$: 新労務単価又は新技術者単価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

4 請求期限

2による契約金額の変更協議の請求期限については、工期末の15日前（土曜日、日曜日、祝日を除く）までを原則とする。

5 その他

本特例措置を適用する工事又は設計等委託の受注者においては、特例措置の趣旨をご理解いただき、下請企業との間で既に締結している契約金額の見直しや技能労働者への賃金引き上げ等について適切に対応すること。

(様式)

年 月 日

葛飾区契約担当者 宛て

(受注者) 所在地

事業者名

代表者名

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る
特例措置による契約金額の変更について（協議）

下記の案件について、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」
の運用に係る特例措置による契約金額変更の協議を請求します。

記

1 案件番号	第 号
2 件名	
3 契約年月日	年 月 日
4 契約金額	円 (うち消費税及び地方消費税 円)
5 履行期間	年 月 日から 年 月 日まで (正味 日間)
6 履行場所	
7 根拠条文	工事請負契約約款第57条の規定による。

(誓約)

本協議に基づく契約金額の変更が成立した際には、下請企業との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金引き上げ等について適切に対応いたします。

(様式)

年 月 日

葛飾区契約担当者 宛て

(受注者) 所在地

事業者名

代表者名

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る
特例措置による契約金額の変更について（協議）

下記の案件について、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」
の運用に係る特例措置による契約金額変更の協議を請求します。

記

1 案件番号	第 号
2 件名	
3 契約年月日	年 月 日
4 契約金額	円 (うち消費税及び地方消費税 円)
5 履行期間	年 月 日から 年 月 日まで (正味 日間)
6 履行場所	
7 根拠条文	修繕請負契約約款第51条の規定による

(誓約)

本協議に基づく契約金額の変更が成立した際には、下請企業との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金引き上げ等について適切に対応いたします。

(様式)

年 月 日

葛飾区契約担当者 宛て

(受注者) 所在地

事業者名

代表者名

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る
特例措置による契約金額の変更について（協議）

下記の案件について、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」
の運用に係る特例措置による契約金額変更の協議を請求します。

記

1 案件番号	第 号
2 件名	
3 契約年月日	年 月 日
4 契約金額	円 (うち消費税及び地方消費税 円)
5 履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 履行場所	
7 根拠条文	委託契約約款第28条の規定による

(誓約)

本協議に基づく契約金額の変更が成立した際には、再委託先企業との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金引き上げ等について適切に対応いたします。

(様式)

年 月 日

葛飾区契約担当者 宛て

(受注者) 所在地

事業者名

代表者名

「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置による契約金額の変更について（協議）

下記の案件について、「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置による契約金額変更の協議を請求します。

記

1 案件番号	第 号
2 件名	
3 契約年月日	年 月 日
4 契約金額	円 (うち消費税及び地方消費税 円)
5 履行期間	年 月 日から 年 月 日まで (正味 日間)
6 履行場所	
7 根拠条文	設計等委託契約約款第46条の規定による。

(誓約)

本協議に基づく契約金額の変更が成立した際には、下請企業との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金引き上げ等について適切に対応いたします。